





	<p>年の契約が結ばれます。何ら問題は無いと思われれます。</p>
議長	<p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について番号1申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は進入路及び水道管理埋設となっております。</p> <p>以上ご審議ください。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
13番	<p>議案第2号番号1番について13番長崎が説明します。申請人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。申請地は、後で5条議案で上程されます案件と関連しており、水道管理設・進入路の設置工事となります。何ら問題ないと思われれますので、ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します</p>
議長	<p>続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>

事務局	<p>はい朗読を致します。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について 番号1:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は個人住宅となっております。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は店舗と なっております。</p> <p>番号3:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は医療事務研修施設兼個人 住宅となっております。</p> <p>番号4:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は駐車場となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
13番	<p>議案第3号番号1番2番について13番長崎が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。</p> <p>1番についてですが、譲受人は以前、申請地の近所に賃貸で住まわれておられ、この地区に定住されたいと今回、個人住宅の転用所有権移転有償と契約がされております。2番についてですが、申請地のすぐ下側に店舗を構えておられ今回事業拡大で申請が上がっております。何ら問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
9番	<p>議案第3号番号3番について9番佐藤が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。譲受人は医療事務をされておられ、今回本村で医療事務の研修施設兼住宅として今回申請が上がっております。何ら問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
18番	<p>議案第3号番号4番について18番野田が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。譲受人は申請地の隣接地で店舗を構えておられさらなる事業拡大で駐車場を検討されており、隣接する農地を今回譲渡人と契約がまとまっております。転用所有権移転有償ということで、何ら問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願ひ致します。</p>

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します

議長 続きまして議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について番号1から番号7までの新規案件について、審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。

事務局 はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について  
番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借権設定の5年です。

番号2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借権設定の5年です。

番号3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借権設定の2年です。

番号4:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借権設定の10年 相続権者同意書有です。

番号5:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借権設定の10年 相続権者同意書添有です。

番号6:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借権設定の10年 相続権者同意書有です。

番号7:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借権設定の7年です。

番号8番から番号31番は 再設定の案件になりますので省略致します。

番号32:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 農地中間管理機構 集積一括方式の10年です。

以上、新規案件 8件 再設定案件 24件 ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

3番 議案第4号1番2番につきまして、3番岩本が説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。1番についてですが、譲渡人が耕作者を探されておられ今回譲受人と賃借権設定5年と契約が結ばれております。

	<p>2番についても譲受人が耕作者探されておられたところ知人を通して譲受人と賃借権設定5年の契約ができております。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
12番	<p>議案第4号3番につきまして、12番の浅尾が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。</p> <p>譲渡人と譲受人は同級生同士で互いに農地の貸し借りを行っておられ、今回も賃借権設定2年の契約ができております。</p> <p>何ら問題無いと思われますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
15番	<p>議案第3号4番から7番につきまして、15番犬塚が説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。4.5.6番につきまして説明いたします。譲渡人は亡くなられておられ親族も県外に住まわれており、農業は出来ないのので、耕作出来る人を探されておりましたが、今回地元で農業を営む譲受人と契約が結ばれております。7番につきまして譲渡人が高齢で耕作が出来ないと作り手を探されておられ、近所の農家の譲受人と契約ができております。何ら問題はないと思われますので、ご審議ください。</p>
事務局	<p>番号32番を事務局が説明します。</p> <p>番号32番につきましては、譲渡人が耕作が出来ない事から、中間管理事業による賃借権設定を結ばれます。譲受人は地区外で農業を営んでおられ、地区内農地も既に営農されており、更なる規模拡大をなされておられます。場所は[ ]のところにある農地です。</p> <p>以上、何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>何もなければ、それでは議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、6月の総会の日程を決めておきたいと思ひます。6月9日 金曜日 10時から 場所は南阿蘇村役場の2階大会議室で行いたひと思ひますのでよろしくお願ひ致します。また、次回の農業委員会憲章の指揮は18番野田委員、19番渡邊委員にお願ひしたいと思ひます。その他で委員さんから何かござひませんか。</p>

事務局	<p>なければ事務局から何かございませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村研修のご案内。</li> <li>・ 活動記録簿の再依頼。</li> </ul>
議長	<p>以上をもちまして第 35 回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。</p>

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和5年6月9日

農業委員会 会長

議事録署名委員

16 番

議事録署名委員

17 番